

京都市自転車安心安全条例パブリックコメントについての報告

公明党京都市議員団

7月30日(金)から8月30日(月)まで、ホームページ上および市役所議員団室等に設置した「京都のミカタ号外」で、市民意見(パブリックコメント)を募集しました。

その結果、33名の方から62件のご意見を頂戴しました。これらのご意見と私たちの考えについてご紹介させていただきます。ご協力ありがとうございました。

※いただいたご意見を、到着した順に各テーマ別に仕分けして掲載しています

テーマ区分	寄せられた内容	私たちの考え方
総論(9件)	府で自転車安全利用の条例があってヘルメット着用義務が課されたことは、ニュース等で聞いたことがあるが、忘れていた。府条例だけでは市民の意識は薄いまななので、市で条例を制定して、市内の特性にあった内容を強化することは賛成である。	京都府の自転車事故の約7割以上は市内とのデータもあります。住宅密集地が多く、高齢者と学生が共生する京都市の地域特性を考える時、マナー向上と安全利用促進は不可欠と考えます。この条例を機に、府と連携を深めいっそうの充実をはかっていくべきと考えています。
	自転車の安全利用のため条例制定に賛成する。反対する人はいないはず。そのような人がいたら私が出向き、説得したいくらいである。	条例に賛同していただき、ありがとうございます。安心安全の取組みを推進してまいります。
	条例を新たに制定するとのこと。大賛成です。特に京都は観光客の車が多数流入するので様々な問題がある。自転車レンタルは渋滞緩和に役立つので普及のためにも自転車条例に期待したい。	レンタサイクルは民間で拡大されていますが、歩いて楽しいまち京都、環境先進都市京都を実現していく為にも有効な手段ととらえ、利用しやすい環境整備に努めてまいります。
	条例に賛成です。車社会でもあり、事故が多発する交差点の一時停止などに積極的に取り組んでほしい。	自転車利用者の安全確保のためにとのご指摘を受けとめ、当初の骨子案に加え「交差点での安全確認」の励行を条文に盛り込みました。
	自己中心の運転が目立つ。譲り合いの心が大事なので、安心安全の条例を早期に制定してほしい。	市内の商店街等や歩道を猛スピードで走行する自転車への対策を求める声が多く寄せられました。商店街の安心安全の取組みをはじめ、学校等での安全教育の充実に取り組んでまいります。
	1日も早い安心安全条例制定を期待します。クルマ優先から歩行者・自転車優先社会への転換が大事です。	車優先の社会からの転換が大事というお考えと同感です。ご意見を踏まえ条例制定が効果有るものとなるよう取組んでまいります。
	自転車マナーは特に低下していると思います。条例は高齢化社会を踏まえ、絶対に必要だと思います。広く市民の声をを反映させた条例に期待します。	高齢者と学生が共生する京都市で自転車の安全を目指す条例に、多くの方から期待を寄せていただいています。今後も市民の声を受け止め、より現実に即した条例に育てていきたいと考えています。
	条例に賛成する。これを機に行政・市民・自転車利用者と、自動車のドライバーも含め、自転車安全利用と歩行者保護のマナーを徹底してほしい	条例に賛同していただき、心強く感じます。自転車利用者だけに責務を課すのではなく、市・市民・自転車事業者等にも役割を明確にし、市民ぐるみでマナー向上を図ってまいります。
	条例が出来ていないこと自体が不思議。ルール徹底とマナー向上を望む	

自転車安全走行について(17件)	自己中心の運転が増えており、危ない。携帯電話やイヤホン着用の運転をもっと規制すべきである。	携帯電話を使用しながら運転されるケースが多く、事故の危険が増しています。同様の励行項目が府条例にも明記されているので本条例には明記する必要は薄いかもしれませんが、ご意見を尊重させていただき、携帯・イヤホン・傘使用については明記しました。並列走行については、道交法ですでに禁止されています。過料等の罰則を課すことは現時点では困難と考えています。今後の市民意識の進化や条例への理解促進を受け、実効性を勘案していきながら、検討していきたいと考えています。
	走行中の携帯・イヤホン使用に対して注意し、3回以上の注意で罰金を科してはどうか。	
	傘をさしての走行や3人以上が並列して走行するケースがあるが、歩行者の邪魔になるし、自動車からみても危険である。具体的に条文に明記してはどうか。	
	歩行者に対してベルを鳴らしても訴えられないよう法律を作る。	自転車よりも歩行者の方が弱い立場にあること重視するべきと考え、自転車が歩行者の平穩を侵害するような結果になるような警音機使用をしないよう明記しています。
	自転車も車両という自覚を持ち、いったん停止や歩行者優先、夜間点燈等のルールを守るべき。	多くの方々から頂いたご意見を尊重し、条例第4条に「自転車利用者は、道路交通法、府条例その他の法令の規定を遵守する」と明記し、合わせて多くの方から頂戴した運転マナーのお声を特に重視して、「励行」の項目を、具体的に明記させていただきました。ただ、上記にも説明させていただいたとおり、罰則規定までには踏み込んでいません。条例を機に機運が盛り上がり、市民の意識もマナー向上の重要性が大きくなった時期に、広範な方々から議論が起こってくるのであれば、その段階で改めて議論させていただければと考えています。
	若者は携帯使用しながら猛スピードで走行。中高年も身勝手な人が多い。事故防止への心を喚起する必要が大きい	
	携帯電話やイヤホン着用の運転が危険極まりない。若い人だけでなく主婦世代や高齢者のマナーも良くない。どうにかしないと大変と思う	
	自転車が車道を右側通行すると、対向のバイクや自転車と正面衝突しかねず大変に危険。法令順守のマナーを確立すべき	
	マナー向上を強く望む。携帯使用禁止、無灯火や傘の禁止、交差点の一時停止、歩道走行禁止等の注意を喚起し、意識向上する条例を望む	
	携帯使用中の運転を取り締まるべき。傘差し運転や前かごに入れる行為も取り締まるべき。手放し運転はやむを得ないので取り締まるべきではない。	
	高齢者として自転車の横暴に恐怖を感じる。車道の左端をゆっくりと走ることが当たり前になるべき	
	携帯使用中・イヤホン装着の運転、無灯火運転を禁止すべき	
	傘・携帯・イヤホン使用の運転に対しては罰則を科すべき	
	自転車の運転マナーを徹底するべき。左側通行が守られておらず怖い思いをする	
自転車が歩道を走ること自体が、間違いであるとのルールを確立するべき		
道路を逆行する自転車が通勤時間が危険。子どもたちや高齢者など弱者が危ない。みんなで守って取り組むべき		
携帯使用しながらの運転や二人乗り等、マナーが悪い。高齢者への配慮を重視知る意味でも、条例に期待したい		

自転車保険の加入義務強化について(7件)	自転車傷害保険は知らない人が多いので、条例で加入勧奨や説明義務を強化することは賛成である。	現行の自転車損害賠償保険は、加入者が大変に少なく、市民の意識も希薄な現状ですので、市・市民・利用者・自転車関係事業者の各々の責務と役割を明確にする必要性は大きいと考えています。
	保険説明義務にレンタル業者を入れることは大事。観光客もてなしへの役割を果たすようにしてほしい。	ご指摘の通り、観光客のもてなし向上は重要です。府の条例では自転車小売業者だけの規定ですが、今回の市条例では、レンタサイクル業者も重要ですので、自転車に関係する事業者として「自転車小売業者」と「自転車貸出業者」を明記しました。
	自転車保険は絶対に必要。将来は強制保険にしてほしい。	現在は、自動車のような車検制度が無いので「強制保険」は実効性のうえで様々な課題があるかとは存じますが、将来の研究課題と考えています。
	条例の小売業者の義務に、保険加入促進を明記することは賛成。もっと厳しく業界に徹底するべきではないか。	
	自転車店で点検をしなければTSマークできない制限があったり、損害賠償は生命保険特約でカバーできるなどについて、広報不足なので周知すべき	交通事故における自転車の事故率が、1999年が20.7%(うち死亡率8.6%)であったのが、2009年は24.6%(死亡率24.3%)と増加しています。特に死亡率はこの10年で3倍に増加しています。しかしながら、多くの市民が保険の存在をご存じないのが実情と考えています。今回の条例で市の責務、市民の責務、事業者の責務として保険の加入と継続の勧奨を条例に明記しました。
	自転車事故が多いので保険を周知してほしい	
	知人が自転車事故を起こし保険が無かったので精神的にも金銭的にも大変だった。損害保険の重要性を実感しており、今回の条例に期待したい	
商店街の自転車安全の取り組みについて(5件)	商店街の安全が大事である。アーケード内で猛スピードで走る自転車が怖いと思った人が多い。	商店街の安心安全のため、今回の条例制定によって、市民に広報する具体的な支援策がさらに充実し、お店からも利用者からも喜ばれるものとなるよう取組んでいきたいと考えています。
	商店街でおこなうキャンペーンに行政から応援に来てもらってはどうか。また、自転車の走行を規制するための看板が分かりにくいという声が多い。	
	商店街の安心を実現するには、市民ぐるみの理解が不可欠。自動車で商店街に買い物に来て路上駐車する人も多い。そうすると自転車で買い物に来る人は歩道を走らざるを得ない。商店街と市が警察等と力を合わせて、積極的に取り組んでほしい。	今回の条例にて、市・市民・自転車利用者・自転車関係事業者の各々の責務と役割を明確にするとともに、商店街の取り組みを第7条として独立しました。その中で「商店会は、本市、警察等の関係機関と連携し、商店街における自転車に関する事故の防止のために必要な取組を実施する」との努力義務を明記しています。
	お互いが声を掛け合うような雰囲気なるよう、力を合わせていくべき	市が積極的に商店街における安心安全の取り組みを支援していくことを条例に明記しています。
	商店街では自転車から降りて押して歩くよう徹底すべき。	ご意見を尊重し、条例第4条の利用者の励行項目に「商店街の区域内を通行しようとするときは、必要に応じて自転車を押して歩くこと」との条文を追加しました。

交通安全教育の充実について(7件)	就学前児童の保護者対象の安全教室開催を義務付けることは大事であり、市が責任持って推進してほしい	「未就学児童とその保護者を対象とする自転車安全教育の実施」を条例に明記しました。
	学校の安全教室は重要。中学での開催は小学校と比べて少ないのではないか。	市内の小中学校に対して自転車交通安全教室実施の努力義務を明記しました。さらに市立においては義務化致しました。
	小中学校での安全走行教室をしっかりと実施すべき。	市内の各学校に対し、発達段階に対応した交通安全教育実施の努力義務を課しました。また大学等の研究機関にもいっそうの啓発を求めています。中でも特に市立学校には、「その教育課程において自転車交通安全教育を実施しなければならない」との義務を課しており、子どもの時代に定期的な教育が可能となり、ご期待にこたえられるものと考えています。同時に、市内の事業者(各種企業等)でも従業員に自転車の安全走行を啓発するよう努力義務を明記しており、一貫したものと考えています。
	交通安全教室定期開催を継続するべき。	
	子どもの運転マナーや技術向上も不可欠なので、教育を充実すべき	
	自転車だけでなく、歩行者もバイクも交通ルールを守っていないので、学校での教育を充実しないといけない	第8条に京都府が行う交通安全指導員の活動が円滑かつ効果的に行われるような措置を講じると明記しています。府市協調がはかれるものと考えています。
	交通安全指導員の役割は大きいので、このような人々の活動が充実してほしい	
自転車走行環境整備について(11件)	道路環境整備は時間とおカネがかかるが、着実に推進してほしい	高齢者も子どもたちも、体の不自由な方も若者も、お互いが尊重し合える街づくりが大事です。自転車走行専用レーンをはじめとする道路環境整備についても様々な角度から検討し推進してまいります。
	自転車走行専用レーンをくっきり区別してほしい	
	バス停が市内は狭く、歩道を走る自転車が怖い。高齢者が安心してバスを利用できるような道路環境を整備してほしい	
	自動車の運転手も、自転車が安全に走行できるように配慮するマナーを身につけ、歩行者と自転車を守る意識を深めるべき。	自動車運転手に対しても自転車は車両であり、車道を走行することが原則であることをあらゆる機会を通じて周知していきたいと考えています。
	道路環境整備は重要。事業を継続し、広報を定例化して市民意識を深めるべき。国や府の事業ともタイアップし、自転車乗入可能の電車実現に向け検討してほしい	歩くまち・京都の機運が高まる中で、公共交通優先のいっかんとしてユニークなご提案と考えます。研究してまいります。
	歩道走行を規制するよりも道路環境整備が重要	今回の条例で市民の安心安全のため、自転車走行マナーを考えることを重視し、啓発活動が前面に出ていますが、併せて道路環境の整備も重要な課題と捉えております。自転車は車両であり、車道を走行するという原則があり、自転車利用者にとっても安全な走行環境の整備は必要です。今回の条例を機に市民意識が進化し、歩行者も自転車利用者も自動車ドライバーも、京都の街は「歩行者優先」であり、交通安全のためにお互いが力を合わせていくことが、大きな第一歩となり、走行環境整備の追い風となるという共通認識を深めていくことを目指したいと考えています。
	自転車専用道路を整備するべき	
	自転車専用道路を作るべき	
	自転車専用レーンをつくるべき	
	自転車が車道を走るべきだが道路整備が遅れていて危険なので整備するべき	
介護の仕事をしているが、障がい者や高齢者が安心して外出できる道路整備を求める		

その他(6件)	議員からの提案は議会の活性にとって大変に良い。	地方分権、議会活性化の一端として、議員提案での政策条例に挑戦しました。これを契機に、チェック機能の強化と共に政策提案機能を発揮し、市民の期待にこたえる京都市会に前進してまいりたいと考えています。
	議員立法を生み出すことは本当に良いこと。どんどん提案して、日本を平和で安心安全な国へとリードしてほしい	
	市民目線が大事なので難解な法律用語ではなくわかりやすい表現で記述するべきである	難解な法律用語を極力なくし、わかりやすくなるよう、箇条書きを用いるようにしました。
	駐輪場が少なすぎる	マナー向上への啓発は、走行マナーと同時に駐輪マナーも欠かせません。今回の条例は走行マナー中心ですが、不法駐輪対策は重要なテーマであると考えており、引き続き駐輪場整備についても取り組んでまいります。
	駐輪場を増やすべき	
通勤通学・観光客のため「自転車シェアリング」普及が大事。	シェアリングという発想は大きな可能性があると考えています。他都市の先行事例等を今後研究してまいります。	